

## D X時代に対応する基盤としての著作権制度・政策に関する検討

### 1. 背景・課題

- デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が、立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されている。
- これに対応して、例えば対面・押印の廃止等、デジタル・ガバメントの推進等が進展。

⇒ 公的機関や企業等におけるD Xの基盤整備の観点から、今後考えられる著作権法上の課題について検討する必要がある。

### 2. 検討すべき論点案

※D X時代に対応した著作権制度・政策の見直しに関する勉強会での意見から作成<sup>1</sup>

- ① 立法・行政・司法の目的のための複製を認める著作権法第42条について、公衆送信を含めることについて
  - ・ 民間分野でのD X対応を踏まえた検討
  - ・ 立法目的での国会図書館資料の閲覧について公衆送信も含めた手法の検討
- ② 電子決裁や審査書類の共有に係る公衆送信行為について
  - ・ 複製だけでは電子決裁に対応できないといった課題
  - ・ 徹底したパスワード管理等の手法も含めた検討
  - ・ 行政手続の簡素化、オンラインの会議や決裁等、災害時やテレワーク時でもネット上で行政が機能する体制の検討
- ③ 政治上の演説等の利用を認める著作権法第40条に関連して、国会審議映像等の複製や公衆送信を可能とすることについて
  - ・ 国会審議中継に係る権利の実態に応じた検討
- ④ その他、D X時代に対応した著作権制度・政策の見直しについて

⇒ まずは事務局にて、関係者に実態や意見を聴取し、運用上の解決も含め、具体的に検討することとしてはどうか。

<sup>1</sup> 令和3年6月1日付け自由民主党知的財産戦略調査会提言においても、立法目的の公衆送信を可能とする著作権法第42条の改正、国会議員による国会審議映像のSNS投稿等を可能とする著作権法第40条の改正等の検討について言及されている。